

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

公金振込に係る手数料有料化

手数料有料化に伴った対応の1つとして東海村は、令和7年5月振込分以降、マル福・マル特の振込方法を一部変更することとしました。どうぞご留意され、ご確認ください。

【手数料有料化とは】

無料での請負が前提となってきた銀行の自治体向け取引が変わりました。全国銀行協会は21年3月18日、2024年10月から自治体からの送金に手数料を新たに適用すると表明し、銀行同士でお金をやりとりする際の銀行間手数料を、一般の取引と同様に自治体の送金にも適用する事となりました。

<令和7年4月振込分まで> 1,000円ずつの合計2件の振込。

<令和7年5月振込分から> 2,000円の振込が1件。（子どもの医療費助成金振込）

振込例

受給区分	受給者	診療月	金額
小児	東海 花子	4月分	1,000円
小児	東海 花子	5月分	1,000円

【変更点その1】

振込の集約について

受給区分及び受給者ごとに合算した金額を振込みする方法に変更。



【変更点その2】

柔道整復施術分の自己負担金振込日について

これまでは、施術を受けたおおよそ2か月後の25日前後に振込みされていたが、今後は受給区分ごとに振込日に変更となる。

- ・受給区分が小児・ひとり親家庭の方
→ 施術を受けたおおよそ2か月後の30日（休日の場合は、直前の平日）に振込み。
- ・受給区分が特例小児（マル福制度非該当・中学1年生から高校3年生までの外来）の方
→ 施術を受けたおおよそ2か月後以降の奇数月30日（休日の場合は直前の平日）に振込み。

【変更時期】

令和7年5月振込分から変更。令和7年4月30日振込分までは従来通り。

【その他】

今回の変更に伴い、通帳への記載内容が「トウカймラマルフク」または「ジコフタンキン」に変更となり、「〇〇ガツ」の記載がなくなる。

歴史と未来の交流館ゴールデンウィークフェア 2025

- *開催期間: 4月26日～5月5日（開館日等については、交流館のHPなどで必ずご確認ください）
- *歴史と未来の交流館のゴールデンウィークは、申し込み不要。当日にふらっと来て楽しめる無料のイベントが準備されているとのことです！！